

【発注者または工事施工者へのお願い】

建築物等の解体・改造・補修工事を行う前に、
「アスベスト含有建材チェックリスト」の提出が必要です！

平成29年4月 函館市都市建設部

■趣 旨

建築物等の解体・改造・補修工事においては、工事の規模等に係わらず、解体等の工事に携わる労働者や付近住民の健康被害の防止の観点から、関係法令によりアスベストの事前調査が義務付けられているところであります。

一方、その調査結果に基づくアスベスト含有建材の撤去または処分の適正な処理状況の把握については、解体等工事の対象床面積が80平方メートル以上の場合、建設リサイクル法に基づく届出を通じて対応できるものの、それ以下の規模の解体等工事における処理については把握できない状況にあります。

このため、函館市では、建築基準法の規定に基づいて建築物等の除却の届出が義務付けられている、解体等工事の対象床面積が10平方メートルを超えるものすべてについて「アスベスト含有建材チェックリスト」を提出していただき、アスベスト含有建材の撤去および処分の適正処理を促していくこととしましたので、付近住民や工事に携わる労働者の健康被害の防止という趣旨をご理解の上、ご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

■提出書類

別紙「建築物等の解体工事におけるアスベスト含有建材チェックリスト」

■提出方法

○解体等対象工事の床面積が10㎡を超え80㎡未満の場合

「建築基準法第15条の規定に基づく除却届」に併せて提出してください。

○解体等対象工事の床面積の合計が80㎡以上の場合

「建築基準法第15条の規定に基づく除却届」および「建設リサイクル法第10条の規定に基づく届出」に併せて提出してください。

■提出先

函館市都市建設部建築行政課

■その他

解体する建築物等にアスベスト含有建材が使用されている場合は、提出者に別紙「アスベスト含有建材の撤去・処分作業における注意事項」に関する文書を配布しますので、工事の際は十分に留意してください。